

しょう

りゆう

さべつとう

かいしょう

障がい^{しょう}を理由^{りゆう}とする差別等^{さべつとう}の解消^{かいしょう}をめざして

■ 「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（北海道障がい者条例）」が、平成22年4月1日から全面施行されました。

■ 条例に基づき、道内14圏域に設置した「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」では、市町村などと連携し、障がい者が受けた差別や虐待などの解決に向けた協議・あっせんを行います。

また、障がい者の地域生活を支えるサービスや暮らしづらさに関するご相談もお受けします。

こま
お困りのときは、ご相談ください。

てつづ かんたん むりよう
★手続きは簡単 ★無料
じんそく たいおう
★迅速に対応します

◎ 虐待があった場合

虐待を行うこと、虐待を放置することは許されません。虐待に関する連絡を受けた場合、直ちに関係機関と連携し、必要な措置をとります。

◎ 障がい^{しょう}を理由^{りゆう}とする差別・不利益な扱い^{さべつ ふりえき あつか}があった場合

条例では、差別や不利益な扱いを禁止しています。差別や不利益な扱いには、障がい者が、障がいのない人と実質的に同等の日常生活を営むことができるようにするために必要な配慮が欠けている場合も含まれます。

◎ 日常生活での暮らしづらさがある場合

暮らしを支えるサービスに関することや様々な暮らしづらさについて、ご相談に応じます。

ぎゃくだい 虐待とは？

じょうれいだい じょう しんたいてきぎゃくだい、せいてきぎゃくだい しんりてきぎゃくだい、けいさいてきぎゃくだい ていぎ
条例第21条で、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待、経済的虐待を定義し
ています。

さべつ ふりえき あつか 差別・不利益な扱いとは？

じょうれいせいこうほうしん こくれん しょうがいしゃ けんり かん じょうやく じゆんきよ つぎ ていぎ
条例施行方針により、国連の「障害者の権利に関する条約」に準拠して、次のとおり定義
しています。

「『障がいに基づく差別』とは、障がいに基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、
せいじてき、けいさいてき、しゃかいてき、ぶんかてき、しみんてき、た、ふんや、た、もの
政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との
びょうどう きそ じんけんおよ 基本てき じゆう にんしき きょうゆう また こうし
平等を基礎として、すべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを
がい また さまた、もくてき また こうか ゆう しょう もと さべつ
害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障がいに基づく差別には、あらゆる
けんたい さべつ こうりてきはいりよ ひてい ぶん ぶん
形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。」

こうりてきはいりよ 合理的配慮とは？

じょうれいだい じょう つぎ ていぎ
条例第20条において、次のとおり定義しています。

「障がい者が、障がいのない者と実質的に同等の日常生活 又は社会生活を営むことがで
きるようにするために必要な配慮」

あっせんとは？

ほうりつもんたい しょう しゃ く くわ ちいき すいしんいん どうじしゃ はなし
法律問題や障がい者の暮らしに詳しい「地域づくり推進員」が、当事者からお話をうか
がい、ちいき せいんかい きょうぎ、へ あん ていじ かいけつ、む、ちょうせい、おこな
が、地域づくり委員会による協議を経てあっせん案を提示し、解決に向けて調整を行う
ことを言います。なお、悪質な差別や虐待の場合は、改善指導や知事による勧告を行います。

あなたのプライバシーは守ります。最寄りの振興局 又は 総合振興局 社会福祉課へ

ご相談ください。(裏面ご覧ください)

ほっかいどう ほけんふくしぶ ふくしきょく しょう しゃ ほけんふくしか
北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 TEL 011-204-5277

さっぽろし ちゅうおうきた じょうにし ちょうめ
(札幌市中央区北3条西6丁目 ホームページ<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/index>)

1 北海道障がい者条例に基づく各委員会等

本
庁

北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部

- 本部長：知事（ほんぶちよう：ちじ）
- 副本部長：副知事（ふくほんぶちよう：ふくちじ）
- 本部員：各部長、出納局長、教育庁教育次長、有識者

調査部会
（有識者）

地域で解決できない事項

〇〇圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会

- 障がい者が暮らしやすい地域づくりを目的として、14圏域に設置しています。差別や虐待及び権利擁護に関することのほか、障がい者の暮らしづらさ等についても協議します。
- 事務局は、各振興局又は総合振興局社会福祉課に置いています。
- 委員会は、障がい者、地域住民、学識経験者、関係行政機関の職員等10名以内で組織しています。

勧告内容
の公表

知事の
勧告

指導

調査

地域づくり推進員（ちいきづくりすいしんいん）

- 地域づくり委員会を招集・総理します。
- 申立てのあった事実を確認するため調査を行うとともに、著しい暮らしづらさがある場合、その原因となる者に対する改善指導、知事に対する勧告の求めを行います。
- 地域で解決できない場合、推進本部に審議を求めます。

地域づくりコーディネーター（支援員）

連携

相談情報の提供

地域相談員（身障相談員・知的相談員等）

支援

21圏域
に配置

相談情報の提供

相談支援

地域自立支援協議会

個別支援、権利擁護、地域づくりの協議等

調整委員会

地域で暮らす障がい者に対する暮らしづらさの解消を図るための協議組織

条例の「地域づくりガイドライン」に基づき、市町村が実施

北
海
道

圏
域

市
町
村

2 地域づくり委員会の手続き

市役所・町村役場担当課や相談支援事業所では、様々な困りごとの相談を受け付けています。また、条例による「地域相談員」も相談に対応しています。

こうした窓口で解決が難しい問題などについては、地域づくり委員会で協議やあっせんを行いますので、最寄りの市町村を所管する振興局又は総合振興局社会福祉課（地域づくり委員会事務局）にご相談ください。

地域づくり委員会での協議等の手続きの概要は、次のとおりです。

1 地域づくり委員会への協議の申立て

障がい者、保護者、関係者等は、地域づくり委員会に、協議等の申立てを行うことができます。

※ 最初の相談は電話でもできますが、申立ては文書で行います。

2 調査

地域づくり推進員は、申立てのあった事実について確認するため、当事者双方に対し聞き取り調査等を行います。また、困りごとの内容に応じて、関係者から聞き取りを行うこともあります。

3 地域づくり委員会による協議・あっせん（非公開）

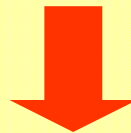
地域づくり推進員、委員及び参考人は、調査で確認した事実や当事者のご意見をもとに、中立公平な立場から暮らしづらさの問題解決のためのあっせん案を協議し、当事者双方に提示します。

※ 障がいのある方も、委員又は参考人として、協議に参加します。



4 指導

地域づくり委員会において、「著しい暮らしづらさ」があると判断した場合、暮らしづらさの原因となる者に対して、文書による指導を行います。



5 知事による改善勧告と公表

地域づくり推進員は、虐待や障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案に関する申立てに対して行った指導について、改善が図られる見込みがないと判断したときは、地域づくり委員会で協議の上、知事に対して改善のための勧告を行うよう求めることができます。

※ 勧告を行う場合、知事は、あらかじめ、当該事業の原因となる者又はその代理人の出頭を求めて意見の聴取を行います。

※ 勧告を行っても改善が図られないときは、知事は、勧告内容を公表することができます。

もよ
ちいき
いいんかいじむきょく
へいせい ねん げつ にち
3 最寄りの地域づくり委員会事務局 (平成22年4月1日)

ちいき 地域づくり委員会の事務局	しよざいち 所在地	でんわばんごう 電話番号
そらちそうごうしんこうきょく 空知総合振興局	〒068-8558	電話 0126-20-0111
しゃかいふくしか 社会福祉課	いわみざわし じょうにし ちょうめ そらちごうどうちようしゃない 岩見沢市8条西5丁目 空知合同庁舎内	FAX 0126-25-6759
いしかりしんこうきょく 石狩振興局	〒060-8558	電話 011-204-5861
しゃかいふくしか 社会福祉課	さつぼろしちゆうおうくた じょうにし ちょうめ どうちようべっかん 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館	FAX 011-232-1090
しりべしそごうしんこうきょく 後志総合振興局	〒044-0001	電話 0136-23-1938
しゃかいふくしか 社会福祉課	あぶたぐんくつちゃんちようきた じょうひがし ちょうめ しりべしごうどうちようしゃない 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎内	FAX 0136-22-5846
いぶりそごうしんこうきょく 胆振総合振興局	〒051-8558	電話 0143-24-9836
しゃかいふくしか 社会福祉課	むろらんしかいがんちよう ちょうめ こういき ない 室蘭市海岸町1丁目4-1 むろらん広域センタービル内	FAX 0143-22-5285
ひだかしんこうきょく 日高振興局	〒057-8558	電話 0146-22-9478
しゃかいふくしか 社会福祉課	うらかわぐんうらかわちようさかえおかひがしどおり ひだかごうどうちようしゃない 浦河郡浦河町栄丘東通56 日高合同庁舎内	FAX 0146-22-7712
おしまそごうしんこうきょく 渡島総合振興局	〒041-8551	電話 0138-47-9537
しゃかいふくしか 社会福祉課	はこだてしみはら ちょうめ おしまごうどうちようしゃない 函館市美原4丁目6-16 渡島合同庁舎内	FAX 0138-47-9225
ひやましんこうきょく 檜山振興局	〒043-8558	電話 0139-52-6651
しゃかいふくしか 社会福祉課	ひやまぐんえさしちようあざじんちよう ひやまごうどうちようしゃない 檜山郡江差町字陣屋町336-3 檜山合同庁舎内	FAX 0139-52-3010
かみかわそごうしんこうきょく 上川総合振興局	〒079-8610	電話 0166-46-5982
しゃかいふくしか 社会福祉課	あさひかわしながやま じょう ちょうめ かみかわごうどうちようしゃない 旭川市永山6条19丁目1-1 上川合同庁舎内	FAX 0166-46-5203
るもしんこうきょく 留萌振興局	〒077-8585	電話 0164-42-8317
しゃかいふくしか 社会福祉課	るもしすみのえちよう ちょうめ るもいごうどうちようしゃない 留萌市住之江町2丁目1-2 留萌合同庁舎内	FAX 0164-42-4715
そうやそごうしんこうきょく 宗谷総合振興局	〒097-8525	電話 0162-33-2573
しゃかいふくしか 社会福祉課	わっかないしすえひろ ちょうめ そうやごうどうちようしゃない 稚内市末広4丁目2-27 宗谷合同庁舎内	FAX 0162-33-2628
そうごうしんこうきょく オホーツク総合振興局	〒093-8585	電話 0152-41-0687
しゃかいふくしか 社会福祉課	あばしりきた じょうにし ちょうめ あばしりそごうどうちようしゃない 網走市北7条西3丁目 網走総合庁舎内	FAX 0152-45-0494
とちちそごうしんこうきょく 十勝総合振興局	〒080-8588	電話 0155-27-8516
しゃかいふくしか 社会福祉課	おびひろしひがし じょうみなみ ちょうめ とちちごうどうちようしゃない 帯広市東3条南3丁目1 十勝合同庁舎内	FAX 0155-27-2188
くしろそごうしんこうきょく 釧路総合振興局	〒085-8588	電話 0154-43-9255
しゃかいふくしか 社会福祉課	くしろしうらみ ちょうめ くしろそごうしんこうきょくない 釧路市浦見2丁目2-54 釧路総合振興局内	FAX 0154-41-2235
ねむろしんこうきょく 根室振興局	〒087-8588	電話 0153-23-6915
しゃかいふくしか 社会福祉課	ねむろしときわちよう ちょうめ ばんち ねむろごうどうちようしゃない 根室市常磐町3丁目28番地 根室合同庁舎内	FAX 0153-23-6176

ほっかいどうほ けんふくしほ ぶくしきよくしほ しゃほけんふくしか
北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

〒060-8588 さっぽろしちゅうおうくきた じょうにし ちようめ
札幌市中央区北3条 西6丁目

電話:011-204-5277 FAX:011-232-4068

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/index Eメール: hofuku.shohuku1@pref.hokkaido.lg.jp

みじか さまざま こま そうだん ちいきそうだんいん あんない
《身近で様々な困りごとを相談する地域相談員を案内します》

しょう しゃ ばん
障がい者110番

電話:011-252-1233

FAX:011-252-1235

べんごし むりよう ほりつそうだん みじか さまざま こま そうだん ちいきそうだんいん ごあんない
弁護士による無料の法律相談や、身近で様々な困りごとを相談する地域相談員の御案内を
おこな
行っています。

じっしきかん しゃだんほうじん ほっかいどうしんたいしょうがいしゃぶくしきょうかい ほっかいどうしょうがいしゃしゃかいさんかそくしん
実施機関：社団法人 北海道身体障害者福祉協会 北海道障害者社会参加推進センター

ぜんどうきょうつう じんけんそうだん ぎやくたい さべつとう そうだん
全道共通人権相談ダイヤルでも、虐待や差別等の相談ができます

0570-003-110 (みんなの人権110番)

でんわ きんりんかん こ たい じよせい たい さべつ はいぐうしゃ
この電話では、近隣間のトラブル、子どもに対するいじめ、女性に対する差別や配偶者からの
ぼりよく こうれいしゃ たい ぎやくた しょう しゃ たい さべつ へんけんとう じんけんもんだい そうだん
暴力、高齢者に対する虐待、障がい者に対する差別や偏見等、あらゆる人権問題についての相談
をお受けしています。

しょう ひと かんぜんさんか びようどう じつげん
「障がいのある人の完全参加と平等を実現しよう」

ほっかいどう さっぽろほうむきよく どうおうじんけんけいはつかつどう きょうぎかい
北海道・札幌法務局・道央人権啓発活動ネットワーク協議会